



島根県報

令和2年11月27日（金）

号外 第 141 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第687号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年11月27日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
一般国道	186号	浜田市金城町波佐イ268番2地先から同イ280番1地先まで	前	メートル 6.80～ 62.00	メートル 357.00	浜田県土整備事務所 交通安全工事 拡幅 歩道設置	
			後	10.00～ 65.00	357.00		
県道	静間久手停車場線	大田市鳥井町鳥井字志田代21番7地先から同字八幡原475番2地先まで	前	A	3.80～ 10.00	1,156.60	県央県土整備事務所大田事業所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 市道移管
		大田市鳥井町鳥井21番2地先から同486番35地先まで		B	10.85～ 39.00	1,466.00	
〃	和江港大田市停車場線		大田市静間町字和江290番5地先から同市鳥井町鳥井字鷺山795番1地先まで	前	A	3.10～ 23.10	
		B			12.40～ 39.00	932.40	
		大田市静間町184番2地先から同市鳥井町鳥井787番1地先まで	後	B	12.40～ 39.00	932.40	

島根県告示第688号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 2 年11月27日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	186号	浜田市金城町波佐イ268番2地先から同イ280番1地先まで	メートル 357.00	令和2年 11月27日	浜田県土整備 事務所	
県道	外園高松線	出雲市下横町380番地先から同町191番地先まで	311.70	令和2年 12月7日	出雲県土整備 事務所	